

# 府中市地域包括支援センター第1回運営協議会報告書

みだしの第1回運営協議会の内容を次のとおりまとめたので、報告する。

日時	平成17年12月26日(月)午後2時から午後3時40分
場所	府中市保健福祉総合センター1階 多目的室
出欠状況	出席委員 10人
欠席	1人

## 1 運営協議会の内容

- (1) 地域包括支援センター設置運営要綱の確認をいただいたが、会議の成立要件を別に定めることについて意見があり、次回協議会で方向を提案させていただくこととなった。
- (2) 地域包括支援センター配置職員に係る派遣(案)の検討を行っていただいたが、質問に対する補足説明により、派遣職種と人数及び派遣団体について、特段の異論なく了承をいただいた。
- (3) 地域の相談窓口(ブランチ)設置の考え方について、行政側としては特段の資料等を準備せず、各委員からの多様な意見を聴取し、次回で方向を提案する予定としていたが、具体的な議論がしにくい面もあり、次のような口頭での補足説明を行いながら検討をお願いした。
  - ① 地域包括支援センターの設置案並びに現行の仕組みの説明。
  - ② 地域の相談窓口(ブランチ)設置にあたって、具体的に議論いただく際のポイントとすれば、
    - ㊸ いままで総合相談業務を担っていただいた在宅介護支援センターの機能、ノウハウの活用については前提となるところである(国会の附帯決議をみるまでもなく)
    - ㊹ 一方、中学校区に1箇所という形で設置された在宅介護支援センターにかわり、地域包括支援センターが総合相談にあたるわけだが、その趣旨は「地域の実情や様々な要素を考慮し、より自由に設置できる」ことになったと解釈できること。
    - ㊺ もちろん無制限に設置したり、無報酬でやっていただくというものでもなく、設置経費については総額でおさえをし、相談件数による比例配分あるいは固定経費プラス件数配分という方法が考えられること。
    - ㊻ 地域の利便性を考慮し、現行の在宅介護支援センターの数をどこまで増やすか、ということが議論の分かれ目になるのではないか。そのことについて

市とすれば、応談能力を備え、やる気があり、十分な経費でなくてもやるという意欲のある事業者について、設置を考えるのがいいのではないかと考えている。ただし、設置後において、機能していただけない場合は廃止を考えることも必要と思っている。

以上のような論点整理を行いながら検討を進めたものの、時間的制約もありこれ以上の議論並びに結論を次回へ繰り越した。

## 2 提案内容

別紙の資料を中心に説明し、地域包括支援センター設置運営要綱についてはP 4～P 6、地域包括支援センター配置職員に係る派遣（案）についてはP 7～P 9について説明を行った。

## 3 補足説明・意見交換等のまとめ（地域の相談窓口設置の考え方を中心に）

補足説明：地域包括支援センターの一つの業務・機能ということになるわけですが、地域の相談窓口（ブランチ）設置の考え方について、皆様方のご議論を願いたいわけでございます。この間の介護保険事業検討部会の協議の間でも意見が出されておりましたし、行政側の考え方はお示ししておりませんが、皆様方のご意見をお聞かせ頂き、次回にその考え方をお示ししたいと思いますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。

補足説明：地域の相談窓口とかブランチと申しましても、お分かりにならないことがあるかと思いますが、今回の法改正では、地域包括支援センターが一括して包括的支援事業を実施する（若しくは一括して委託することができる）ことになっており、それを切り取って、一部を委託することはできないことになっております。地域の相談窓口設置というのは、市町村から見れば委託事務ではありません。あくまで関係団体の協力を得て設置されるものであります。つまり、地域包括支援センターという幹が1本あって、この幹以外に小さな木を立てることはできません。ただし、幹に枝を生やすことは結構です、というのが法の趣旨です。このブランチに関する考え方については、法制定時の衆議院における附帯決議等々がありまして国、県も在宅介護支援センターの機能、ノウハウを活用するといったことや、地域の実情に応じて市町村が判断をして構わないということになっており、実情に応じて、幅広く検討いただいて方向を出していただきたい、と考えております。高齢者の方が、身近な地域で、生活圏域のなかでサービスが受けられ、身近な地域に様々な相談を受ける窓口があることが非常に好ましいわけですから、そういう観点に立って地域包括支援センターのブランチ

はどうあるべきか、多様なご意見をお出しいただければ結構だと思います。現行のしくみとしては、在宅介護支援センターというのが市内に基幹型1箇所、地域型5箇所あり、総合相談業務を関係法人に委託して活動していただいております。しかし、地域支援事業の創設に伴い、18年度から在宅介護支援センター運営事業費補助が打ち切られ、それまでの総合相談機能を今度は包括支援センターが担うものの、身近な地域において相談窓口をどう確保するのかという課題は残るわけですから、ブランチ問題を議論する場合はその観点を含めて議論をお願いしたいわけです。

- (1)質問 いままで相談窓口としてあった在宅介護支援センターが急になくなると、高齢者が気軽に相談できないなど、困るんじゃないでしょうか。そのためにブランチを設置ということでしょうか、これに対する報酬的なものは出るのですか。
- (2)質問 そのあたりが、これからのポイントにはなるとは思いますが、市の考え方はどうなのですか。
- (3)質問 関連するのですが、私も法人の役員を担っているのですが、在宅介護支援センターがどうなるのかということが大きな関心事となっています。ブランチがどうなるのか、あるいは瀬尾委員が言われたことも含め、市として早く対応していただきたいと思います。

回答 なかなか議論が発展しにくい面もあるかと思いますので、私のほうからどういう議論をしていただきたいかということについて、ご説明させていただきます。先ほど大橋会長さんからもありましたが、いままで在宅介護支援センターが委託事業として、高齢者の相談に対応してきたわけですが、今度は包括支援センターのもとに新たに協力機関という形のブランチがそれを担っていくことになるわけですが、その趣旨というのは、より自由になったとも見れるわけです。今までの中学校に1箇所ということから、地域の実情や様々な要素を考慮して、自由に定めなさいということになったわけです。そうすると、いままで在宅介護支援センターを維持してきた側からすると「どうしてくれるんだ」というご意見も出るわけですし、それについては附帯決議になっているわけです。そういうなかで、我々としては、無制限にブランチを設置することは現実的でないし、無報酬でやってくれというつもりもありません。しかるべき予算も、準備するつもりもあります。それが十分なものかといえば、設置件数にもよりますが、なかなかむずかしいこともあり、おそらくかなりボランティア的なことに期待する範囲にとどまるのではと思います。なぜそうなるのかといえば、基本的にはブランチを担っていただく機関は、一方でサービスを提供する皆さ

んがやっていただくことが想定されており、市場のなかでの事業者として振舞っていただくと同時に、公的なランチについても担っていただく、いわば両方の面で役割を果たしていただくということになり、我々としてはセンターの公正・中立という目的をいかに果たして行くかということを考えてなければなりません。基本的には、ランチの設置権限、逆に言うと好ましくないランチの廃止権限も運営協議会にあるわけです。設置経費についても、おそらく総額で押さえをすることになろうかと思えます。相談件数に大きな差異はないでしょうから、箇所数が増えれば1箇所あたりの経費は減る。しかし、市民にとっては利便性が増す、ということにもなるでしょう。いずれにしてもどのあたりで按配をしていくのかということが問題になろうかと思えます。この設置の考え方というのは、現に事業者の方がいらっしゃるわけですから、なかなか仕切りが難しいということになろうかと思えます。考え方としては、数が多いほうが市民にとっていいじゃないかという立場をとるのか、少なくとも、しっかりしたところを維持してもらったほうがいいのか、という分かれ目があるかと考えております。従来の在宅介護支援センターという経過も配慮しなければならないとも考えておりますが、6箇所あるということを含めてにあまり異議はないとは思いますが、さらにこれをどこまで増やすのかというところの議論を一番にさせていただく必要があると考えております。

(4)質問 詳細にわたる説明がありました。どのぐらいの数にするのかということが焦点になるものと思えますが、経費がどのくらいになるのかということもあると思えます。

回答 経費の支払いの方法についても、工夫をする必要があるのではと思えます。例えば相談件数による比例配分、あるいは固定経費プラス件数配分という方法がよいのかとは思えます。あとは、設置を決める際に、事後における業務の実績等の評価はできるものの、設置する段階でそれを判定するのはなかなか難しいのではと思っておりますので、市としては、応談能力を一定程度備えており、やる気があり、十分な経費でなくてもやるという意欲をもっている場合に、設置を考えるのがいいのではと思っております。そうは言っても、やる気だけあって、体制がないのは困るわけで、応談能力の水準をここで決めておけばいいんじゃないかと思えます。設置後は、ランチとしての仕事ぶりを十分監視していただいて、機能していただけない場合は廃止をさせていただく、ということで対応していけると思っています。忌憚のないご意見をいただければと思えます。